

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第14報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和7年4月30日 厚生労働省告示第153号 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
- ・令和7年4月30日 厚生労働省告示第154号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和7年4月30日 保医発0430第1号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
- ・令和7年5月30日 厚生労働省告示第171号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和7年5月30日 厚生労働省告示第172号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和7年5月30日 厚生労働省告示第173号 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
- ・令和7年5月30日 保医発0530第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和7年5月30日 保医発0530第3号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早291		下から1行目	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レプリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤</u>	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤</u>	字句挿入
早361		下から12行目	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レプリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤</u>	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤</u>	字句挿入
早376		上から10行目	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～006 (略) 007 血管内超音波プローブ (1)・(2) (略) (3) 近赤外線分光法機能付き	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～006 (略) 007 血管内超音波プローブ (1)・(2) (略) (新設)	字句挿入

早376		上から14行目	注 ア・イ (略) <u>ウ 近赤外線分光法機能付は、急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u> 008～230 (略)	注 ア・イ (略) (新設) 008～230 (略)	字句挿入
早431		下から9行目	231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム 502,000円 注 関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用した場合に限り算定できる。	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入
早431		下から9行目	232 鉱物由来非吸収性局所止血材 1g当たり 2,640円 注 ア 関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 <u>イ 1回の手術に対し原則として20gまで算定できる。1回の手術で20gを超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> <u>ウ 消化器内視鏡検査(生検を実施する場合を含む。)において使用した場合は算定できない。</u> <u>エ デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。</u>	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入
494	右	下から15行目	C101 在宅自己注射指導管理料 (1)～(23) (略) <u>(24) クロバリマブ製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定する。</u>	C101 在宅自己注射指導管理料 (1)～(23) (略) (新 設)	字句挿入
552	右	下から1行目	D004－2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(15) (略) <u>(16) RAS遺伝子野生型の治療切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌におけるDNAメチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイムPCR法によりDNAメチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。</u>	D004－2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(15) (略) (新 設)	字句挿入
			D206 心臓カテーテル法による諸検査	D206 心臓カテーテル法による諸検査	

648	右	下から1行目	(1)～(7) (略) <u>(8) 急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、血管内近赤外線分光法検査を行った場合に、本区分「注3」の所定点数を準用して算定する。なお、血管内超音波装置、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定できる。</u>	(1)～(7) (略) (新 設)	字句挿入
1135	右	下から1行目	K705 膵嚢胞胃(腸)バイパス術 <u>関連学会の定める適正使用指針を遵守し、消化器用瘻孔形成補綴材留置システムを用いて、経胃又は経十二指腸的に内視鏡下胆嚢ドレナージ術を実施した場合は、本区分の「1」の所定点数を準用して算定する。</u>	K705 膵嚢胞胃(腸)バイパス術 (新 設)	字句挿入
1169	右	上から7行目	K841－2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 (1)・(2) (略) (3) <u>ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザー(グリーンレーザー)、ダイオードレーザー又は光ファイバレーザーによる経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数を算定する。</u>	K841－2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 (1)・(2) (略) (3) <u>ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザー(グリーンレーザー)又はダイオードレーザーによる経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数を算定する。</u>	字句訂正
1200	右	下から1行目	K939 画像等手術支援加算 (1)～(4) (略) <u>(5) 区分K558、K567の3、K576の1、K576の2、K579－2の2、K580の2、K582の3、K583の1、K583の3、K584の2、K585及びK587に掲げる手術に当たって、関連学会の定める対象疾患の選定指針に合致する先天性心疾患患者に対し、マルチスライスCT画像情報を基に作製された実物大心臓3Dモデルによる手術計画立案の支援を行った場合に、区分「K939」画像等手術支援加算の「2」実物大臓器立体モデルによるものの所定点数の9回分を合算した点数を準用して算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な必要性を記載する。</u>	K939 画像等手術支援加算 (1)～(4) (略) (新 設)	字句挿入
			第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬	第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬	

調30	右	上から15行目	ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドパミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤</u> ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドパミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤</u> ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	字句挿入
調104	右	下から13行目	30 特定保険医療材料 別表2 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)	30 特定保険医療材料 別表2 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)	字句挿入
調106	右	下から1行目	別表3 <u>オゾラリズマブ製剤</u> <u>トラロキヌマブ製剤</u> <u>エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤</u> <u>ベドリズマブ製剤</u> <u>ミリキズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u> <u>メコバラミン製剤</u> <u>ベンラリズマブ製剤</u> <u>マルスタシマブ製剤</u> <u>ロザノリキシズマブ製剤</u> <u>レブリキズマブ製剤</u> <u>クロバリマブ製剤</u>	別表3 <u>オゾラリズマブ製剤</u> <u>トラロキヌマブ製剤</u> <u>エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤</u> <u>ベドリズマブ製剤</u> <u>ミリキズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u> <u>メコバラミン製剤</u> <u>ベンラリズマブ製剤</u> <u>マルスタシマブ製剤</u> <u>ロザノリキシズマブ製剤</u> (新設) (新設)	字句挿入 字句挿入